

貨物概要

輸入後、羽毛布団を収納し、販売するために使用されるナイロンバッグ。合成樹脂を染み込ませたナイロン織物を胴部分、合成皮革をマチ部分として製造されたもの。上部に堅牢性のある合成皮革製の取手、底部に硬質プラスチックの石突きが付いており、羽毛布団は付属しない（単独で提示されるもの。）。

分類

関税率表第 4202.92 号（統計番号 4202.92-000）の外面が紡織用繊維製のその他のバッグ

分類理由

羽毛布団とともに提示されるものではないことから、関税率表の解釈に関する通則 5 の規定は適用されません。

また、長期間の使用に適する耐久性を有する構造のものであり、第 42.02 項から除かれるものとして第 42 類注 3(A)の に規定される「取手付きのプラスチックシート製の袋（…長期間の使用を目的としないものに限る。第 39.23 項参照）」には該当しないことから、第 42.02 項の外面が紡織用繊維製のバッグとして上記のとおり分類されます。

注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時における現況によります（関税法第 4 条）。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合には、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属（分類）となり、異なる課税関係が生ずることがあることにご注意下さい。

（具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）